

# 電気通信施設点検業務積算基準

令和2年4月

島根県企業局

# 電気通信施設点検業務積算基準

## 1. 適用範囲

本積算基準は、島根県企業局が発注する電気通信施設等の点検業務における委託費の積算に適用する。

ただし、この基準によることが著く不適當又は困難であると認められたものについては適用除外とすることができる。

## 2. 適応基準

本積算基準は、「電気通信施設点検業務積算基準（案）」（国土交通省）及び「電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）」（国土交通省）を準拠する。

（掲載先：<http://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html>）

## 3. 歩掛

労務費の積算に適用する歩掛りは、次の順位で適用するものとする。

「電気通信施設点検業務標準歩掛（案）」（国土交通省）

「下水道用設計標準歩掛」（日本下水道協会）

「物価資料（建設物価または積算資料）」（建設物価調査会）

「工数見積」

## 4. その他

設計積算に利用する各種基準、刊行物等の資料は、特別な通知がない限り、設計積算時における最新版を適用するものとする。

## 電気通信施設点検業務積算基準（案）

### 1 適用範囲

以下を読み替える。

文中の「国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。)に係る」を「島根県企業局が管理する」

### 2-1 直接費

#### (1) 労務費

##### (イ) 直接人件費

以下を読み替える。

文中の「別に定めるところによる。」を「建設工事積算基準第15編単価(島根県土木部)による。」

#### (3) 直接経費

##### (イ) 機械経費

以下を読み替える。

文中の「請負工事機械経費積算要領」を「建設工事積算基準第I編第15章請負工事機械経費積算要領(島根県土木部)」

##### (ロ) 旅費・交通費

以下を読み替える。

文中の「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び、「国土交通省日額旅費支給規則」を「業務委託積算基準(島根県土木部)総則第2章第1節1-3 旅費交通費」

##### (ハ) 安全費

以下を追記する。

費用の算定は、「電気通信施設点検(保守)業務積算基準の運用(案)」によって求めた額とする。

以下を追記する。

##### (ホ) 処理費

点検業務によって排出される産業廃棄物等の収集運搬、処分(中間処理含む)に要する費用は処理費として直接経費に計上するものとする。

#### (4) 直接経費

以下を追記する。

費用の算定は、「電気通信施設点検(保守)業務積算基準の運用(案)」によって求めた額とする。

## 2-5 点検業務費の積算方式

### (2) 諸経費

以下を追記する。

業務価格は、千円単位とする。千円単位での調整は諸経費で行うものとする。

## 電気通信施設点検業務 標準歩掛表

### 1. 一般事項

#### (1)

以下を読み替える。

文中の「電気通信施設点検基準（案）」に基づき」を「島根県企業局の管理する電気通信施設の」

以下を読み替える。

文中の「決定するものとする。」を「補正することができるものとし、その補正は「下水道用標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場（電気設備編）Ⅲ設計標準歩掛表 3. 適用上の留意事項 3-1 歩掛の補正」により行うものとする。」

## 電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）

### 3 旅費・交通費

#### (1) 旅費の起点

以下を読み替える。

文中の「都道府県庁」を「都道府県庁又は市役所等（市役所、町・村役場）」

#### (3) 日々通勤

以下を削除する。

文中の「普通日額旅費」

以下を削除する。

##### ① 普通日額旅費

点検技術者及び点検技術員の普通日額旅費の額は次による。（消費税は含まない。）

・点検技術者：857円

・点検技術員：752円

#### (4) 滞在

以下を削除する

文中の「日当」

以下を削除する。

##### ① 日当

各週毎の移動日初日及び最終日の起点から点検場所まで移動する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）

・点検技術者：2,095円

・点検技術員：1,619円

##### ② 滞在日額旅費

以下を読み替える。

文中の「その額は次による。（消費税は含まない。）・点検技術者：8,752円・点検技術員：7,057円」を「業務委託積算基準 第15編 単価 第2章 交通費及び滞在費 2-2 滞在費 (1) 宿泊料」

#### (5) 交通機関

以下を追記する。

上記によりがたい場合は、下記により算定する。

##### ① 鉄道運賃等

- 1) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。
- 2) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。
- 3) 特急料金については、下記により計上するものとする。
  - ・特急列車を運行している区間については、片道 50km 以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。
  - ・急行列車を運行している区間については、片道 50km 以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。

## ②船賃

- 1) 隠岐航路にあたっては、技術者の職種に関わらず「特2等」とする。
- 2) その他の航路にあたっては、次のとおりとする。
  - ・運賃の等級を3階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃とする。
  - ・運賃の等級を2階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃とする。
  - ・運賃の等級を設けない船舶の場合は、その乗船に要する運賃とする。

## ③航空賃

航空賃については、それに要する運賃を計上する。